

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第65期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

【会社名】 中部飼料株式会社

【英訳名】 CHUBUSHIRYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平野 宏

【本店の所在の場所】 愛知県知多市北浜町14番地6

【電話番号】 0562 - 33 - 2102（代）

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 西村 広司

【最寄りの連絡場所】 愛知県知多市北浜町14番地6

【電話番号】 0562 - 33 - 2102（代）

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 西村 広司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第64期 第1四半期連結 累計期間	第65期 第1四半期連結 累計期間	第64期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	30,378	33,596	121,804
経常利益 (百万円)	448	370	2,085
四半期(当期)純利益 (百万円)	213	199	819
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	85	111	499
純資産額 (百万円)	31,722	31,543	31,814
総資産額 (百万円)	58,433	61,728	60,409
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	8.07	7.68	30.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	54.3	51.1	52.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第64期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第64期及び第65期第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期(当期)純利益の算定にあたっては、「従業員持株E S O P信託」の導入に伴い設定した持株会信託(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)が所有する当社株式を自己株式に加算しております。

5 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、飼料セグメントにおいて子会社3社、関連会社1社が増加しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により非常に厳しい状況にあるなか、サプライチェーンの立て直しが進み、生産活動が回復するなど一部に持ち直しの動きがみられます。しかしながら、東京電力福島第一原発の事故による電力供給の制約や放射能汚染とこれに関連した風評被害の影響など懸念すべき問題も多く、企業を取り巻く環境は依然として不透明な状況となっております。

飼料業界におきましては、主原料のとうもろこし価格が、原油価格の高騰によるエタノール需要増加の見込み、低水準の在庫見通しから値を上げ、6月10日に史上最高値を更新するなど、原材料価格は上昇しました。飼料メーカー各社は4月に配合飼料価格の値上げをしたものの、原材料の高騰をカバーできておらず、まだ東日本大震災の影響が残るなか、厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、新たな市場開拓はもとより顧客の要望に合致した新製品の開発、積極的な販売活動の推進による売上拡大を図る一方、生産性向上、経費の削減などにより業績の向上に努めてまいりました。また、原材料の高騰に対応するため、独自の加工技術により、とうもろこしの使用比率を引き下げて糟糠類を多用した飼料の開発に成功しました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高335億96百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益3億33百万円（前年同期比20.3%減）、経常利益3億70百万円（前年同期比17.4%減）、四半期純利益1億99百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

主力の畜水産飼料の平均販売価格が前年同期を上回って推移したため、売上高は、10.6%増収となりました。営業利益は、減価償却費及び貸倒引当金繰入額の増加などにより、20.3%減益となりました。四半期純利益は、前年同期に特別損失に計上した資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額がなくなり、6.6%減益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(飼料)

原材料価格の上昇を受けて飼料販売価格の値上げを行ったため、売上高は、前年同期比11.7%増の283億91百万円となりました。また、東日本大震災の影響が残るなか、販売量が前年同期比0.6%増と堅調であったものの、セグメント利益は、前年同期比17.8%減の1億99百万円となりました。減益になった主な要因は、減価償却費及び貸倒引当金繰入額の増加などによるものであります。

(コンシューマー・プロダクツ)

自社開発の畜産物の取扱量増加及びペットフードの販売量増加により、売上高は、前年同期比4.0%増の37億円となりました。売上高は増加したものの、原価の高騰を販売価格に転嫁できなかったため、セグメント利益は、前年同期比34.5%減の67百万円となりました。

(不動産賃貸)

売上高は、前年同期と同額の1億6百万円、セグメント利益は、前年同期比0.8%減の75百万円となりました。

(その他)

売上高は、前年同期比7.1%増の13億98百万円、セグメント利益は、前年同期比50.5%減の61百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月1日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界及び畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験ならびに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。これらの取組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

(a) 当社経営基本方針

当社は、昭和24年の設立以来「顧客の要求を見つけだしこれを満たす」という社訓を原点に企業としての社会的責任を全うし、飼料を通じて食生活に潤いと安全・安心をお届けし、価値の創造、需要の掘り起こしを図っております。

(b) 当社経営基本方針を実現するための取組み

当社は、経営理念を具現化するため、下記に取組んでおります。

- (ア) 顧客の要望（安全・安心）を満たす工場展開を推進する。
- (イ) 自社工場の特性ある設備で特性ある製品の提供を行い顧客に貢献する。
- (ウ) 顧客の多彩な要望に応える商品開発のため、研究技術力の向上を図る。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第61期定時株主総会において買収防衛策を導入し、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において株主の皆様への承認を受け、一部変更を加えた上で買収防衛策を継続いたしております。

(a) 買収防衛策導入の目的

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、買付に応じるべきか否かを、株主の皆様へ判断していただき、また当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが不可欠との結論に至りました。

(b) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を求め、大規模買付行為につき当社取締役会による一定の評価期間を確保した上で、株主の皆様へ当社取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉・協議等を行っていくための手続です。その概要は以下のとおりです。

(ア) 対象となる大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といたします。

(イ) 意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書をご提出いただきます。

(ウ) 情報の提供

取締役会は、上記(イ)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供していただくべき必要かつ十分な情報のリストを交付します。

(エ) 当社の意見の通知・開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめます。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(オ) 株主意思の確認

取締役会が上記(エ)において大規模買付行為に対する対抗措置を取ることが相当であると判断した場合は、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を開催し、株主意思確認総会の決議の結果に従い、対抗措置を発動するか否かを決するものとします。

(c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得するにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対す

る対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を取ることがあります。当社が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当といたします。対抗措置を発動することの是非については、取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことができるものとし、

(d) 株主・投資家に与える影響

(ア) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(イ) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(e) 有効期間、継続、廃止及び変更

買収防衛策の有効期間は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、継続（一部修正した上での継続を含む。）については別途平成26年6月に開催予定の当社定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において買収防衛策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において買収防衛策を廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

買収防衛策は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものであります。特に、買収防衛策は、平成23年6月29日開催の第64期定時株主総会において、継続することについて株主の皆様のご意思をお諮りしたこと、その内容として買収防衛策を発動する際には株主意思確認総会において是非を株主の皆様にご判断いただくとする合理的な客観的要件が設定されていることにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億72百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,535,508	26,535,508	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	26,535,508	26,535,508		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日		26,535		2,695		2,294

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 51,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,453,400	264,534	
単元未満株式	普通株式 30,508		
発行済株式総数	26,535,508		
総株主の議決権		264,534	

(注) 完全議決権株式(自己株式等)には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式462,900株を含めておりません。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町 14番地6	51,600		51,600	0.19
計		51,600		51,600	0.19

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式1,000株(議決権10個)があります。
なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。
2 自己株式等には、従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式462,900株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、名古屋監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,288	1,091
受取手形及び売掛金	24,107	25,652
商品及び製品	1,811	1,831
仕掛品	684	572
原材料及び貯蔵品	4,685	5,072
その他	2,087	2,330
貸倒引当金	350	518
流動資産合計	34,314	36,032
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,822	6,765
機械装置及び運搬具(純額)	4,716	4,746
工具、器具及び備品(純額)	652	664
土地	7,137	7,148
建設仮勘定	299	115
有形固定資産合計	19,628	19,440
無形固定資産		
のれん	-	244
その他	2,199	2,178
無形固定資産合計	2,199	2,422
投資その他の資産		
投資有価証券	2,118	1,849
長期貸付金	1,456	1,308
その他	1,348	1,324
貸倒引当金	656	649
投資その他の資産合計	4,267	3,832
固定資産合計	26,095	25,695
資産合計	60,409	61,728

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,036	9,602
短期借入金	8,900	11,700
1年内返済予定の長期借入金	1,179	1,112
未払法人税等	388	80
賞与引当金	332	219
役員賞与引当金	35	-
その他	2,491	2,464
流動負債合計	23,363	25,179
固定負債		
長期借入金	2,862	2,605
退職給付引当金	338	352
債務保証損失引当金	-	28
資産除去債務	159	159
負ののれん	218	196
その他	1,653	1,661
固定負債合計	5,232	5,004
負債合計	28,595	30,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,695	2,695
資本剰余金	2,353	2,353
利益剰余金	26,918	26,743
自己株式	314	322
株主資本合計	31,652	31,470
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	225	249
繰延ヘッジ損益	63	176
その他の包括利益累計額合計	161	73
純資産合計	31,814	31,543
負債純資産合計	60,409	61,728

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	30,378	33,596
売上原価	27,515	30,451
売上総利益	2,862	3,144
販売費及び一般管理費		
運賃	573	621
飼料価格安定基金負担金	610	591
賞与引当金繰入額	120	149
貸倒引当金繰入額	60	158
のれん償却額	-	31
その他	1,079	1,258
販売費及び一般管理費合計	2,444	2,811
営業利益	418	333
営業外収益		
受取利息	6	7
受取配当金	35	27
保管料収入	45	10
負ののれん償却額	22	22
持分法による投資利益	-	5
その他	24	32
営業外収益合計	134	104
営業外費用		
支払利息	26	25
貸倒引当金繰入額	32	-
債務保証損失引当金繰入額	-	28
保管料原価	40	8
その他	5	4
営業外費用合計	104	67
経常利益	448	370
特別利益		
固定資産売却益	-	0
投資有価証券売却益	40	-
受取保険金	-	2
特別利益合計	40	3
特別損失		
固定資産除売却損	2	30
投資有価証券評価損	-	6
ゴルフ会員権評価損	-	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	137	-
特別損失合計	140	38
税金等調整前四半期純利益	348	334
法人税、住民税及び事業税	45	78
法人税等調整額	89	56
法人税等合計	134	135
少数株主損益調整前四半期純利益	213	199
四半期純利益	213	199

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	213	199
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	142	24
繰延ヘッジ損益	156	112
その他の包括利益合計	298	88
四半期包括利益	85	111
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	85	111
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、株式会社美濃部、北海三昭株式会社及び有限会社豊洋水産の重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、株式会社大里畜産の重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

取引先及び従業員に対し、次のとおり保証しております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)	
畜産ローン	5 件	35 百万円	畜産ローン	5 件 31 百万円
得意先の金融機関借入保証	4	155	得意先の金融機関借入保証	5 154
従業員住宅ローン	1	1	従業員住宅ローン	1 1
得意先の畜産機械リース等 の支払保証	8	55	得意先の畜産機械リース等 の支払保証	6 41
計	18 件	247 百万円	計	17 件 229 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれん及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	512 百万円	603 百万円
のれんの償却額	-	31
負ののれんの償却額	22	22

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	211	8	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	208	8	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(注)配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口に対する配当金3百万円を含めておりません。

(セグメント情報等)
 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	不動産 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	25,407	3,558	106	29,072	1,306	30,378	-	30,378
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	119	0	-	119	2	121	121	-
計	25,526	3,558	106	29,191	1,308	30,500	121	30,378
セグメント利益	242	103	75	422	124	546	198	348

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 198百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 254百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

4 報告セグメントの変更等に関する事項

平成22年8月より組織を見直し、「コンシューマー・プロダクツ」の内容を変更したため、変更後の数値に置き換えて表示しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飼料	コンシューマー・ プロダクツ	不動産 賃貸	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	28,391	3,700	106	32,197	1,398	33,596	-	33,596
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	149	0	-	149	6	156	156	-
計	28,541	3,700	106	32,347	1,405	33,752	156	33,596
セグメント利益	199	67	75	342	61	404	69	334

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、畜産用機器等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 69百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 306百万円、金融収支259百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の税金等調整前四半期純利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益	8円7銭	7円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	213	199
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	213	199
普通株式の期中平均株式数 (株)	26,484,683	26,001,498

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

中部飼料株式会社
取締役会 御中

名古屋監査法人

代表社員 公認会計士 中田 恵美
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大西 正己

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中部飼料株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部飼料株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。